製造販売届出番号：43B2X10007000017

歯科材料 09　歯科用研削材料
一般医療機器　歯科用研削器材　70908000

ＡＲＵＭ５Ｘ−３００ミリングバー

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

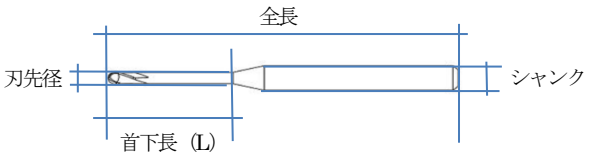

2.寸法　　（単位:㎜）

No.	品番	寸法	シャンク
1	ZB_46	D2.0*N18*L50	4φ
2	ZB_47	D1.0*N16*L50	
3	ZB_48	D0.6*N10*L45	
4	ZB_65	D0.3*N10*L45	
5	DG_52	D2.5*N12*L45	
6	DG_53	D1.5*N10*L45	
7	DG_54	D1.0*N10*L45	
8	DG_55	D0.6*N8*L40	
9	PB_49	D2.0*N18*L50	
10	PB_50	D1.5*N14*L50	
11	PB_51	D1.0*N10*L45	

3.材質

超硬合金、（刃部コーティング　:ダイヤモンド、PVD、電着ダイヤモンド）

4.原理

歯科用 CAD/CAM マシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用目的、効能又は効果】

各種歯科用 CAD/CAM 材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【操作方法又は使用方法等】

1.組み合わせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

（1）歯科用CAD/CAMマシン　ARUM5X-300

2.使用方法

本ミリングバーは、歯科用CAD/CAMマシンに装着して、歯科用補綴物を製作する。

（1）　本ミリングバーを使用する前に、刃先部に変形や破損がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。

（2）　歯科材料が、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。

（3）歯科用CAD/CAMマシンに、本ミリングバーを取り付ける。

（4）コンピュータから加工データを送信し、加工する。

【使用上の注意】

（1）歯科医療従事者以外は使用しないこと。

（2）変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。

（3）本ミリングバーの加工、改造は行わないこと。

（4）本ミリングバーの使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。

（5）本ミリングバーは刃物であるため取扱には充分に注意すること。

（6）複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること。

（7）次の行為は、本ミリングバーの破損の原因となるため行わないこと。

① 刃先部を持つ。

② 刃先部に衝撃を与える。

③ 刃先部を変形させる。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

貯蔵・保管方法

（1）高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。

（2）歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【包装】

包装単位

1 本/包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元:株式会社ピカッシュ

住　　所:熊本県菊池郡菊陽町大字原水 2849-1

電話　番号:096-340-5801

製 造 国:大韓民国